

「協会員の役職員に対する処分に関するワーキング・グループ」の設置について

2022 年 9 月 20 日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、本年 4 月 20 日から 5 月 19 日までの間、「自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところ、「情報漏えいに対する処分の厳格化」及び「不都合行為者名簿の公表」の提案が寄せられた。

近年、デジタル社会の進展により、金融商品取引業者等における個人情報や情報管理に対する関心が益々高まってきている。また、金融商品取引業者等の人材の流動化により、転職などを行った役職員の不正な行為を防止し、その信頼性を確保する必要性が強くなっている。

これらの状況を踏まえ、情報漏えいを防止するとともに、重大な法令等違反行為の再発防止のための取組みにより、投資者保護、金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持・向上を図るため、上記提案について検討を行うこととし、自主規制会議の下部機関として、標記ワーキング・グループを設置する。

2. 検討事項

- (1) 情報漏えいに対する協会員及び金融商品仲介業者の役職員の処分の厳格化
- (2) 不都合行為者名簿の公表等
- (3) 上記に関連する事項

3. ワーキング・グループの構成及び運営

- (1) 本ワーキング・グループの人数は、13 名程度とする。
- (2) 本ワーキング・グループのメンバーは、協会員の実務に精通した役職員及び有識者のうちから選任する。
- (3) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (4) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (5) 本ワーキング・グループには、必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- (6) 本ワーキング・グループの検討状況については、適宜、自主規制会議、外務員等規律委員会及び自主規制企画分科会に報告する。

4. 事務の所管

ワーキング・グループに関する庶務は、規律本部規律審査部が担当する。

以 上